

資 料

契約に基づかない損害賠償責任（４）

カール・ラーレンツ
 クラウス・ヴィルヘルム・カナーリス
 ドイツ不法行為法研究会 訳

(S. 368)

c) 次に、不法行為の構造における行為義務の体系上の位置づけについての問が、立てられる。しばしば、結果不法と行為不法との対立は、違法性の問題として取り扱われる⁽⁴⁷⁾。しかし正確には、ここで扱われている問題は、すでに構成要件の段階において解決されなければならないものであろう⁽⁴⁸⁾。このことは、直接侵害に対してここで主張される考え方において、ほぼ自明なものとなる。というのも、直接侵害の場合、(差し迫った)結果から導き出されたその結果を回避するという義務のみが、まさに問題となるのであり、これについてはすぐ後に詳しく述べられるべきことであるが、BGB276条の意味における「社会生活上必要な注意」またはBGB823条1項の意味における「過失(Fahrlässigkeit)」は、まったく問題とならないからである。結果それ自身が構成要件の指標である以上は、同様のことが必然的に一抽象的で、かつ厳格に客観的な一結果回避義務にも当てはまらなければならない。さらに間接侵害の場合における危険回避義務もまた同様に、〔構成要件の段階に〕組み入れられるべきである。なぜならば、構成要件の機能が、不法行為責任の基礎及び違法性判断の対象としてとくに考慮に値するものである行為態様を限定することであるならば(上記2bを参照)、例えば、具えるべき性質を持った製造物を流通

(47) このようなものとして例えば、Larenz¹² § 72 I c; Esser/Weyers § 55 II 3; Kötz Rdn. 98ff.; Sourlas S. 120f.; von Bar S. 173f. 及び Jus1988, 173. である。

(48) この点につき示唆的なものとして、すでに Larenz Festschr. für Dölle S. 193がある。さらに以下の脚注の指示を参照。

に置くことは、必然的にすでに構成要件の段階において、BGB823条1項の意味における法益及び権利の「侵害」にあたるとは言えないからである。同時にこのことから、次のことが導かれる。すなわち、これらの事例における行為は、危険回避義務違反^{すなわち、例えば、瑕疵ある製造物を流通に置くこと}—^一によってはじめて、構成要件に該当するという^{こと}、そしてそれゆえに、この危険回避義務が、法解釈上同様に、構成要件の段階に属するという^{こと}である。こうした問題は、とりわけ「社会生活上の義務」違反について議論され、かつそこでは、しばしば違法性の問題と見られている⁽⁴⁹⁾。しかしこの問題は、正しい理解によれば、構成要件該当性の問題である⁽⁵⁰⁾。社会生活上の義務違反が広く認められているように、不作為の事例と極めて類似する、いやそれどころか広範囲にわたって一致するものであり（下記§76III1を参照）、かつ後者の場合における作為義務は争いなく構成要件要素として位置付けられているのだから、以上のことはよりいっそう妥当するのである。

さらに、もしこれと反対の見解に従うならば、このことは次のことを意味するであろう。すなわち、違法性は、間接侵害の場合には、積極的に根拠付けられなければならない、それゆえに違法性徴表モデル（上記2cを参照）は、この限りで、適用することができない。これに対して、ここで主張されている見解からは、この違法性徴表モデルは、充分適切に機能することには変わらない。この見解によると、(S. 369) 要するにBGB823条1項の意味における「侵害」という構成要件は、いずれにしても、危険回避義務違反の場合のみに与えられるため、この「侵害」の確定から問題なく違法性を導くことができ、それゆえに、伝統的見解と同じく、違法性の段階において「行われるべきことは」、正当化事由の有無を吟味することに限定されうるのである。それゆえに直接侵害の場合において結果回避義務違反に結び付けられた結果が違法性を徴表し、間接侵害の場合には、一ほんのわずかばかり重点の置き方がずれているが—結果に結び付けられた危険回避義務違反が違法性を徴表する。このことは、問題を単に一方の「引き出し」から、他方の引き出しに詰め替えるというトリックではない。というのも、一方で、個々様々な法解釈上の問題を事物適合的に整

(49) 例えば、*von Bar* S. 173f. 及び *JuS*1988, 173.; *MünchKomm.-Mertens* § 823 Rdn. 21ff. を参照。

(50) 例えば、*Canaris* S. 80; *Medicus* Bürg. R. Rdn. 645. 末尾（「おそらく構成要件該当性もまた」^{訳注1}）; *Ermann/Schiemann* § 823 Rdn.76; *Fikentscher* Rdn. 1059. を参照。

理することがまさに行われてきたことであり、その結果、義務違反を構成要件の段階に組み込むことで違法性の段階の負担が取り除かれることは、必然的な結果に過ぎないからである。そして他方で、その場合、危険回避義務は、決して個々の事例ごとではなく、一般的な形で定められなければならないため、構成要件は全く「開かれたもの」とならないからである。

d) 行為不法論を支持する多くの者は、もちろん以下の見解を主張する。すなわち、行為義務違反は、BGB276条1項2文^{訳注2}の意味における**社会生活において必要な注意**の違反、したがってそれと同時にBGB823条1項の意味における**過失**と同じである、という見解である⁽⁵¹⁾。これは、刑法において今日支配的な見解と一致する。その見解によると、過失は、構成要件の問題であって責任の問題ではないというものである⁽⁵²⁾。しかしながら、私法上、BGB276条1項2文の意味における「社会生活において必要な注意」の場合においては、当該社会生活領域の「通常の」または「平均的な」構成員の行為に対する基準が問題となるのであり、これに対して、ここで問題としていることは、本質的により抽象的であつ同時により厳格な規準であるという理由からすでに、伝統的な見解を変更する契機は存在しない。この規準は、具体的には次のものである。すなわち、瑕疵ある製造物は、流通に置かれてはならない。腐食した樹木は切り倒されるか、あるいは補強されなければならない。危険な伝染病に罹っている者は、他の人間への身体的接近を避けるべきであるか、または伝染を回避する措置を講ずべきである。損害を生じさせる可能性を有する誤った情報は、広められてはならない、等々のことである。こうした行為命令は、「通常の」または「平均的な」製造者、樹木の占有者、病人、ジャーナリスト等が、当該瑕疵をまったく認識し得なかった場合もまた、通用するものである⁽⁵³⁾。こうした規範を平均的な社会生活参加者によってそれを実現可能かどうかに関わらず定立することは、損害賠償法上完全に意義を有する。というのも、この規範の中に、加害者の領域に存在する瑕疵、(S. 370) またはその加害者の行為に存する瑕疵に対する責任の存在 (Verantwortlichkeit) が、明確に示されるからである⁽⁵⁴⁾。法秩序が要求すべきでないことは、「人間に不可能

(51) 基本的なものとして、*Enneccerus/Nipperdey* aaO § 209 IV B2b. がある。

(52) このことについて、*Roxin* aaO § 24 Rdn. 3ff. を参照。

(53) 同様の見解として、例えば、*W. Lorenz* JZ 1961, 436f.; *Larenz* S. 189ff.; *Stoll* AcP162 (1963) 209f.及び232f.; *Deutsch*, *Unerlaubte Handlungen und Schadensersatz* (2. Aufl. 1993), Rdn.82; *von Bar* S. 173. がある。

なこと」のみに限られる。その結果、例えば、科学及び技術の水準にしたがうならば、危険としてまったく認識しえないものから保護する義務は存在しないのである。

一般的な行為義務と社会生活上必要とされる注意を、以上のように区別することに従わない場合でさえ、前者〔つまり一般的な行為義務〕は、単純に過失と一致するものではない。つまり、疑いのないことは行為規範の通用力が、少なくとも行為者は行為規範を具体的な状況において実現しえたかどうかということとは関係がないということである⁽⁵⁵⁾。したがって、例えば、瑕疵ある製品を流通に置くことは、製造者がそうしたアウスライサー^{訳注3}の回避のために期待しうる全ての措置を講じていた場合もまた、客観的には義務に違反していることに変わりがない。塩または砂を撒布する義務^{訳注4}の違反は、重い病気に突然罹ったため義務者に撒布する事を期待することができなかった場合もまた、存在する。街中で時速50キロメートル以上で走行する者は、禁止に違反して行動している。このことは、例えば彼のタコメーターが正常に動いていなかったため、又はその街区のはじまりを示す標識が一時的に撤去されており、彼がその街区に不案内な者として、密集した区域が始まったことに気付くことができなかったため、彼がこのこと〔つまり禁止に違反して行動していること〕に気付くできなかった場合でさえ、変わらないのである。スキー滑走路路上にあるティーバーリーフトの支柱の鋭利な角にクッションをつけなかったか、または他の何らかの方法で緩衝を施さなかった者は、それに関わる社会生活上の義務に客観的に違反している。それはたとえ彼がこの社会生活上の義務の存在を、従来の判例の立場から考慮に入れる必要が無かったため、彼がこの義務の存在を知り得なかった場合でさえ、同じである(BGH NJW 1985, 620, 621.を参照)。ある橋梁工事を行いかつこのことから引き起こされる増水の危険を近隣住民に警告しない者は、意見を求められた工事局と治水局の反応に基づいて彼が増水を予見する必要がなく、かつ彼自身がその当局以上の認識可能性も持たなかった場合でさえ、客観的には義務に違反している(BGH VersR1976, 776, 777f.を参照)。以上の事例において、有責性が欠けるが、それでも行為者は法的義務に客観的に違反している。それゆえに、まさにBGB823条1項が、いずれにせよ出発点とする「過失」の「侵害」という構成要件及び「違法性」からの区別は、義務違反それ自身あるいは義務違反の本質的部分が構成要件該当性(あるいは違法性)の要素と見られる場合でさえ、無理なく可能でありつづける。

4 不法行為の三段階の構造が有する意義と重要性

a) したがって、以上の分析の結果、我々は、不法行為の三段階の構造及

(54) 損害賠償法における一つの中心的基準としての「瑕疵」に関しては、Wilburg S. 49f., 101.を参照。

(55) このこと及び以下の例について、例えば、Stathopoulos S. 638f.; G. Hager S. 140f.を参照。

びその価値に対する端的な評価が、自ずと示されていると思われる点まで到達するのである。不法行為の三段階の構造が適切に機能することは、今日においてもなお原則的に肯定されうる。そしてそれは、結果回避義務及び危険回避義務を構成要件要素として位置付け、かつその構成要件要素の内容を、一般的でかつ個々の事例に左右されない命令あるいは禁止と定式化する限りにおいて、である。三分割することに意義があるというのは、依然として明白である⁽⁵⁶⁾。したがって、例えば、正当化と責任阻却とを区別することは、たちどころに理解できるものである。なぜならば、前者の場合においてその行為に対する法的な無価値判断が、またこれに対して、後者の場合において行為者に対する非難が、それぞれ欠けるからである⁽⁵⁷⁾。さらに、違法性判断を一つの固有の段階として独立させることは、(S. 371) 正当化事由が全法秩序に渡って同じであり、かつ (St. GB193条を例外として) 特定の不法行為構成要件と特別な関連を持たないという理由から、すでに意義を有する。つまり、以下のことは自明なことである。すなわち、法的安定性及び法的明確性という理由から構成要件を可能な限り精緻に形成し、かつこれを精密に作り上げることに基いて違法性が徴表されるという結果を伴うことは望ましい、ということである。たとえこの願わしいことが、とりわけ BGB826条や「枠の権利」におけるような特定の領域において実現可能でないか、または非常に制限的にのみ実現可能であるとしても、同じである（上記II2c参照）。

構成要件該当性と違法性とを区別することは、間接侵害の場合でさえもまったく成り立たないものではない。例えば、自動車の運転者が制限速度を超過してまたは酩酊状態で被害者を病院に運び、かつ運転者がその際、事故を引き起こすならば、たしかに彼の行為は客観的に義務に違反しているものであり、それゆえに構成要件に該当する。しかし、彼の行為は St. GB34条^{註5} にしたがって正当化されうる。間接侵害の場合において実際の意義を持ちうるその他の正当化事由は、それ自身許されざる危険についての被害者の（現実のまたは推定上の）承諾である。

b) 「不法行為の構造を」三段階に分けることの実際の意義について考えてみると、私法においてこの意義はほんの僅かなものである。たしかに、当該の基本的問題

(56) このことについては、Roxin aaO § 7 Rdn. 75も含めて参照。ここでは、犯罪を構成要件、違法性、責任という三つの要素に分解することに、ここ二・三代における最も重要な法解釈上の前進をみいだすとするヴェルツェルの有名な言葉が、今日においてもなお原則として適切なものである、と述べられている。

(57) このことについて、「客観化された」過失基準も原則として何も変えない。このことについて、上記I 2f. を参照。

について行われていた議論は、特定の実質問題を解決するに際して、その結論に影響を及ぼすそうした多くの考えもまた間接的にもたらした。しかし、この結論が〔構成要件該当性、違法性、有責性の三段階のいずれに〕、理論上位置付けられるかということと直接的に関係することは、きわめて珍しい。このことが最も容易に当てはまるのは、やはり立証責任が問題となる場合である。つまり、まず構成要件該当性は被害者によって、次に正当化事由の存在が加害者によって、そして再びその有責性が被害者によってそれぞれ立証されなければならないということは、いずれにしても納得のゆく準則であり、かつ出発点としても適切な準則である。しかしながら、数多くの例外が存在することに注意を要する。行為にすでに含まれている指標についてでさえ、その立証責任が、事情によっては被害者ではなく加害者に課されるということは、すでに上記II1aの終わりにすでに述べられた。BGBはとりわけBGB831条以下において、広範に立証責任を転換する規定を有する。—詳しく言うと、その立証責任の転換は決して有責性についてのみならず、構成要件に属する義務違反についてもそうなのである（下記§79III1a及びIV1b参照）。ここで言及された準則についてのもう一つの重要な例外は、欠缺補充（*praeter legem*）という法の継続形成によって、発展してきたものである—そのようなものとしてたとえば、製造物責任のためになされたものがある（このことについては *LarenzSchR I § 41a* を参照）。

5 学生への実用的助言

確かにこの種の教科書は、読者に不法行為法の理論的な基礎に関する明確な思考に基づくものであるということを示す義務を負っており、それゆえに、不法行為の三段階の構造及び、結果不法と行為不法の区別に関するような問題領域を、簡単に済ますことは出来ないのである。しかし、学生は、このことで、自らのなすべきことが、通常は、これに関わる争点の検討に存在しないということを見誤ってはならない。つまり、そのような問題に対する実際の意義は、いましがたのべたように、とりわけ小さいのであるから⁽⁵⁸⁾、学生は、そのことについてテストにおいて、またレポートにおいても出来る限り深い入りしないことが得策なのである。

(S. 372) さらに私個人としてとりわけ目的に適っていると思われるのは、そのことについて特別な契機（とりわけこのことは *St.GB193条* 及び同意との関係において該当しうることである）が例外的に存在しない限りで、ここで違法性にまったく取り

(58) *Kötz Rdn. 99*が、結果不法と行為不法をめぐる対立において「インクの大波が流れたということは、一方で、ドイツにおいて強力に形成された法的論争を味わいつくすという傾向がある（ためであり）、他方で、ここで話題となっている問題は明らかに高度な理論的魅力を有する（ためである）」と述べることは、不当なことではない。

組まないことである。いずれにしても構成要件が違法性を徴表するという図式的でかつしばしば初学者のような者の染まり易い指摘を、私はたいてい余計でかつ邪魔なものとする。違法性徴表メカニズムは知られていなければならないが、しかし通常、それは言及される必要はない。とりわけ以下のことは悪いことである。すなわち学生が十分な理由無く、結果不法と行為不法に関する論争について自らの（万が一有していた）知識を披露することである。したがって通常ならば、学生として〔彼は〕その時々においてははっきりとした解答の出ていない実質問題そのもの—たいてい義務違反の問題—に可能な限り直接的に取り組むべきであり、〔そうであるから〕その実質問題が、法解釈においていかなる意味を有するかということ、〔彼は〕黙殺すべきなのである。もちろん、ある解決が規範の保護領域あるいは保護目的の連関のような範疇に基づく限りにおいて、こうした概念は、正確に用いられなければならない、そして必要とあれば詳細に分析されなければならない。付け加えて言うならば、関連する法解釈上の手段を引き合いに出すこと、及びそれに応じた専門用語を使用することを、学生が免れることができないままであるのは、これらのことが、当該実際上の問題を解決することにとって直接に有意である場合である。例えば、それは会社機関と従業員が間接侵害に対して責任を負うか否かという問題である（このことについては、下記 § 76III5d 参照）。

（前田太朗）

§ 76. BGB823条 1 項に基づく権利及び法益の侵害

（S. 373）

I 不法行為法の体系における BGB823条 1 項の位置づけ

1 BGB823条 1 項に基づいて保護される権利及び法益の主な特徴

a) BGB823条 1 項によれば、「故意又は過失により他人の生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利を違法に侵害した者」は損害賠償の責を負う。このような権利及び法益の内容に関しては、これは所有権について法律上より詳細に規定されている。すなわち BGB903条によれば、ある物の所有者はこれを原則として「任意に取り扱うことができ、そしてあらゆる侵害から他者を排除することができる」。つまり、所有権の主たる特徴は、（S. 374）BGB903条が第一に挙げているその割当内容と、第二に明確に述べられているその排他的機能である。

この指標の双方が、生命、身体及び健康についても当てはまる。このことは排他的機能について明白であるが、割当内容にも原則として該当する。確か

に、これらの法益は所有権と異なり譲渡が不可能であるが、このことは、これらの法益についても広く「任意に扱う」ことが許容されることを何ら変更するものではない。なぜなら、これらの法益を任意の目的のために使用すること、そして任意の方法で扱うことは原則として容認され、特にこれらの法益の侵害及び危殆化についての広範な自由決定が認められるからである。もっともこれらの法益は支配権を意味するわけではない。というのも、〔これらの法益の場合には〕法益の担い手自身に対して「外在の」対象が、この担い手に一所有者に物が帰属させられるように一帰属させられるのではないからである。それゆえこれら〔利益〕は、一般に、権利ではなく法益と呼ばれる。しかし、この区別は不法行為法上重要ではないので、さらに掘り下げることは、ここでは必要ない。

b) 割当内容及び排他的機能は、**不法行為法上の保護の最適の基礎**である。権利又は法益の保持者が、それを法律に従い「任意に扱う」ことが許されるならば、このことはつまり、法秩序が当該保持者に対して明確に輪郭の与えられた保護領域を認め、そしてその結果として、右領域内において法秩序が当該保持者を第三者による侵害から原則として保護しなくてはならないことを意味する。そして、権利又は法益の保持者が「あらゆる侵害から他者を排除する」ことができるならば、そこから以下のことが自明である。すなわち、他者は原則としてその者〔権利又は法益の保持者〕の地位を尊重しなければならない、ということである。したがって、BGBが生命、身体、健康及び所有権の保護を不法行為法の冒頭に置いたことは、決して偶然の外観ではなく、それとは反対に、根本的な正義内容に関する一つの決定である（後述 § 84 I 1c を参照）。加えて、我々の法秩序全体の基本的支柱に属するこれらの法益及び権利の特別な序列の高さを指摘することは、殆ど不要である。そのほかに、これらの法益及び権利は、結局その特徴として**社会典型的な公知性**をも備えているという特徴⁽¹⁾からも、不法行為法上の包括的保護に特に適うものである。そしてこの公知性により、当該の対象の認識可能性に基づいて、これに対応する権利ないし法益の保護という結論を導くことを許され、そしてそれにより公知性は潜在的加害者のための警告機能を発揮する。この警告機能は加害者の行為自由の尊重の要請を顧慮するものである（これについて、上述 § 75 I 1及び3b を参照）。

(1) 基本的には *Fabricius* AcP 160, 290ff., これはしかし、この端緒を不当にも絶対視する。

この構想の説得力は、BGBが不法行為法上の包括的な保護を与えていない法益及び利益、すなわち財産それ自体と一般的な行為自由（上述 § 75 I 3b を参照）との対比を通じて、いわば鏡に映すように確認される。なぜなら、さらに詳細な説明を要しないことであるが、この法益及び利益には、(S. 375) 割当内容と排他的機能が、そして社会典型的な公知性も欠けているからである。このことを背景として、現行不法行為法にとり構成上の基盤である、**法益に対応した区別** (rechtsgutsspezifischen Differenzierung) の論理正当性及び有意義性が改めて明らかとなる。すなわち、生命、身体、健康及び所有権が有責な侵害に対して包括的に保護されるという原則は、実際に、今日における法発展の水準に照らして法倫理上自明である。これに対し、財産及び行為自由の同様に包括的な保護は極めて疑わしく、否、むしろ実際には全く実行不可能でさえあろう。なぜなら、この保護は同等に対置される (!) 加害者の財産上の利益及び自由の利益と常に衝突しうるからである（さらにすぐ下の2aも参照）。

c) BGB823条1項をかく解することは、むろん、次の二点において法律の文理と完全には調和しない。その第一点は、BGB823条1項に「自由」が限定なく取り込まれていることであり、先に強調した、右規定の適用範囲からの行為自由の排除は、このことと矛盾するようにも思える。実際には、BGB823条1項がこの点において縮小解釈を必要とすることが認められている（詳細については後述II2aを参照）。さらに「その他の権利」が等置されていることが、BGB823条1項の構成要件を、一般条項的な開かれたものとして理解されるかもしれない。しかしここにおいても、右規定は一般に認められているように制限的に解釈されるべきである。なぜなら、さもなければこの指標は体系を破る結果をもたらすであろうからである（すでに上述 § 75 I 3b 及び後述II4aを参照）。したがって、BGB823条に列挙される他の権利及び法益と本質的な点において類似する地位のみが、BGB823条1項の意味における「その他の権利」とみなされうる。このことは、ここで主張されている立場からすれば次のことを意味する。すなわち、この地位は原則として割当内容及び排他的機能を有し、社会典型的な公知性の要件に合致し得ねばならない、ということである⁽²⁾。—BGB823条1項において明文で列挙されている権利及び法益と、必ずし

(2) 同様に MüncheKomm.-Mertens § 823 Rdn. 101; 類似のものとしてさらに、例えば Esser/Weyers § 55 I 2 b; Deutsch Rdn. 189; Erman/Schiemann § 823 Rdn. 35; 批判的なものとして、Fezer, S. 537.

(3) これについては Larenz Allg. Teil § 13 I-IIIを参照。

もその範囲を同じくするものではないとしても（詳細については後述II4を参照）一。権利論⁹³のより詳しい論究は、この関連において必要ではない。なぜなら、ここでは権利論にまで遡られるのではなく、不法行為法に固有であるBGB823条1項の解釈が出发点とされるからである。

（藤巻 梓）

訳注1 メディクスは、引用箇所において次のように述べている。すなわち、「新しい見解（行為不法論）にとって、人間が被った犠牲は間接的な結果にすぎない。

すなわち製造物及び売買の違法性は（そしておそらく構成要件該当性もまた）、社会生活保安上の義務が違反されたかどうかにかかわらずされるのである」とする。

訳注2 BGB276条1項2文は、2002年の債務法改正によりその文言を変えることなく、BGB276条2項に移行された。

訳注3 アウスライサーとは、「検査もれ：大量生産・販売の中で不可避免的に出てくる『はずれ』」（沢井裕『テキストブック・事務管理・不当利得・不法行為〔第4版〕』（有斐閣 2001）89頁）を言う。

訳注4 この義務は、例えば道路に面する家を持つ者またはその居住者が、その道路が冬期において凍結した際、歩行者等が転倒することを防ぐために、塩や砂を撒くことを義務付けられるというものである。この義務は、判例を中心に展開していく社会生活上の義務の一つである。

訳注5 St. GB34条に規定される正当化的緊急避難は次のものである。すなわち、「正当化事由として、〔一方当事者の〕侵害権（Eingriffsrecht）と緊急避難行為により不利益を被る〔他方〕当事者のそれ〔すなわち侵害権〕に対応する甘受義務（Duldungspflicht）を基礎付けるものである。この点に、免責される緊急避難（35条）との重要な違いがある。すなわち、35条は、〔34条と〕関連する要件に基づいて、たしかに同様に緊急避難者の不可罰性をもたらすが、しかし、……緊急避難行為に対する正当防衛の権限または緊急救助の権限に対しては、〔35条の中で〕触れられていないままである」（Münchener Kommentar zum Strafgesetzbuch, Bd1., München2003, § 34 RdNr. 1, S. 1349f（Volker Erb））。

【参照条文】

St. GB34条 生命、身体、自由、名誉、財産、またはその他の法益に対する他の方法をもってしては回避しえない現在の危難の中で、自己または他人をその危難から避けるため、行為を行った者は、対立する利益、とくに当該法益とそれに差し迫っている危険の程度とを考量し、保護された利益が侵害された利益をはるかに超えているときは、違法に行為をしたものとはならない。ただし、その行為が、危難を回避するにあたって適切な手段である場合に限る。

※ St.GBの翻訳に当たっては、法務大臣官房司法法制調査部編『ドイツ刑法典』法曹会（1982年）を参照した。